

資料 6

日本学術會議

日本学術會議改革要綱

1982年10月

述給に当る責任を有する。

したがつて、会員は以下の諸点を具えることが望ましい。

⑦ その専門分野で国内的・国際的にすぐれた業績を有するもの

① 自己の専門分野のみでなく他の分野の科学にも関心をもち理解に努め科学の全般的発展のために総合的視野に立つて、科学政策を審議しうる能力、見識をもち、責任を果す意欲を有するもの。

② 科学者、とくに有権者と結びついてその意向や要望を汲みあげ、これを本会議の諸活動に反映せよう努力するもの。

③ 科学者としての良心と本会議創設の精神、日本学術会議法、科学者憲章に基づいて適正な活動を行ひるもの。

会員選舉に際してはこの「望ましい会員像」が有権者に広報され、適切な会員が選出されることを期待する。

(2) 会員の待遇の保障

会員の活動化のために必要な保障をする。

### 3. 会員選出制度

1 会員の選出制度は有権者の直接選舉によることを原則とする。ただし、定数のおよそ三分の一について、コオプション(co-option)制を加味し、

た推薦制を採用する。

〔註〕ここでコオプション制とは当選会員が他の会員を選舉によって選出する制度のことをいう。

#### 〔説明〕

(1) 「試案」でうたつてある直接選舉制の原則をあらためて確認する。その理由は次のとおりである。

⑦ 代表の選出の仕方として選舉制が最も望ましい制度であることは、民主主義の原則である。

① 科学者の代表としてだれがふさわしいかを判断しうるのはもとより、科学者自身であり、個々の科学者の判断は選舉による専外測定しえない。

い。

⑦ 科学者の多数の支持がなければ代表の機能を果たしえないが、多数の支持があるか否かも選舉による以外測定しえない。

③ 代表が選舉によって選ばれるということが他の会議機関に見られない本会議のみが持つ重要な特質であり、この原則が守られなければ本会議の存在理由もまたありえない。また選舉制は本会議の独立制を保障する制度としても重要である。

④ 科学者との直接的かつつき、科学者の関心の度合いという点からみても直接選舉制は最適な方法である。

⑤ 創設以来30数年にわたつて日本の科学者は代表を自らの手で選出する権利を有してきたのであるから、この長年にわたる権利を有する科学者の意見を開くことなく、一方的に齧りことは問題である。

以上の理由により、直接選舉制の原則は、これを堅持する。

(2) しかしながら会員定数のすべてをこの原則のみによつて選出することにも問題があるので一部については他の選出制度を併用することが妥当である。その理由は次のとおりである。

⑦ 選舉制は、多数の科学者の支持を測定する制度であるが、他面、少數者の意見が反映されないことも、この制度に必然的なことである。科学の世界では、科学者の数が少なくて、重要な分野があり、これら少數者の分野の意見が反映されないとには、科学の諸分野の調和ある発展をめざす本会議の活動に支障を来すそれもある。少數者分野の保障という課題は専門別制の工夫によつてある程度達成されるが(専門別の項目参照)たゞ発展し、新しい領域が出現する科学の世界においては、それだけではなお不十分であり、選舉制度以外の選出制度を工夫する余地がある。

① どのような部制・専門別制をとるにしても、現代の科学において重要な複合領域・学際領域の代表を選舉制度だけで保護するのは困難である。(この種の代表を選出する仕組みとして選舉を前提とした部・専

門にかからぬ一般投票を設ける案、研連を活用する案等も検討したが、技術的に困難である)。

⑦ 国内外の学術団体との対応は本会議の重要な仕事であるが、重要な学術団体の役員等で選挙制度によってカバーしきれない科学者に会員になつてもうら必要なもののに道をあけることが望ましい。特に国際学術団体の役員は当該団体において自主的に決定される場合があるのと、これとの調整をはかる必要も生じうる。

⑧ 選挙制度は立候補制(推薦候補制を含む)を前提とするが、会員であるのにふさわしい人がすべて立候補することは限らないので、この点を是正する必要がある。また地域的片寄りの是正をもあわせて配慮する。

(3) 選挙以外の選挙制度に当てる会員の定数は、およそ三分の一とするのが妥当である。その理由は次の通りである。

⑨ これら新しい選出制度の採用は、選挙制度を否定したり、あるいはそれ代わるべきものではなく、選挙制度を前提とし、それによつてカバーしきれない会員適格者を選出する趣旨のためのものであるから新しい選出制度に当てる会員の定数は、全体の調整に必要を限度にとどめるべきである。

⑩ 上述の会員定数があまり少ない場合には、改革の意義が失われる。他方この定数があまり多い場合には、本来の選挙制度の趣旨がそこなわれる。全体の定数の三分の一以上の定数を認めることは、選挙制度の補完という意義を超えて、選挙制度そのものの変質をもたらしかねない。

⑪ 選舉にあたり、専門別等を考慮して会員を配置するならば、現行定数を前提とする限り少くとも各部最低20名くらいは当選会員を確保する必要がある。

(4) 新しい制度として、当選会員の意見に基づいて他の会員を決定する純粋コオプション(co-option)制と当選会員の意見が反映されない純粋推薦制とが考えられるが、それぞれ一長一短がある。

#### ⑦ コオプション(co-option)制の長短

- 長所としては間接的ながら有権者の意思に根拠を置いており選挙制の原則に近いこと、また選出団体が当選会員であるから制度的に明確単純であることがあげられる。
- 短所としては、これが選挙制度の一層の変形である以上選挙制度によってカバーしきれない会員の選出という趣旨に適合的でないこと、場合によつては選挙制の短所が増幅されるおそれがあることがあげられる。

##### ① 推薦制の長短

- 長所としては、上述のコオプション(co-option)制の短所を克服しうる点において選挙制度によつてカバーしきれない会員の選出制度としてはコオプション(co-option)制より合理的であることがあげられる。
  - 短所としては、選出母体(選考委員会、推薦委員会)をいかにつくるかについての合意の形成が困難であることがあげられる。本会議が政府から独立した機関である以上、この選考委員会を政府の任命制(実質)とすることは全く差し難いので、あらかじめ一定の機関・組織の代表によつて構成しておく必要があるが、当選会員の意見が全く反映されない場合には、当選会員と推薦会員との間に通常上支障を生ずるおそれもありうる。
  - 以上、純粋コオプション(co-option)制も純粹推薦制もそれぞれ一長一短があるので両者のそれぞれの長所をとり、短所を棄てるような制度の仕組みを考える必要がある。すなわち、当選会員の意見だけで決めるのでもなく、また、逆に当選会員の意見と全く無関係に決めるのでもなく、当選会員の意見とそれ以外の外部の機関・組織の代表者の意見とが共に反映されるような選考委員会をつくる必要がある。これがコオプション(co-option)制を加味した推薦制の併用の理由である。

具体的には、たとえば次のような案が考えられよう。

## 参考 5

### 2-3 日本学術会議の改革についての総務長官試案

昭和 57 年 11 月 24 日

日本学術会議の改革については、先に自由民主党日本学術会議改革特別委員会の中間提言が出され、続いて去る 10 月末には、日本学術会議から政府に対して同会議の改革について要望が出された。

また、総理府においても、過去 8 回に及んで「日本学術会議に関する懇談会」を開き、検討を重ねてきたところである。

これらの意見においては、日本学術会議を国の機関として残すこと及び会員選出方法を改革する必要があることについては、多数が支持しているものと考えられる。

これらの各方面の意見を踏まえ、私としては、日本学術会議を国の機関とし、その会員の選出方法として、科学者が自主的に会員を選出することを基本とし、  
学会を基礎に選出した者を会員として推薦し、その者を会員とすることが適當  
と考えられるので、今後、この試案を中心にして、日本学術会議をはじめ関係方面とも十分意見を交換して成案を得たいと考える。

12-15

総学庶第177号

昭和58年2月16日

日本学術會議会長

久保亮五

### 日本学術會議の改革について（要望）

日本学術會議は、日本学術會議の改革に関し、昭和57年11月24日に提示された総務長官試案及びこれに関連する諸問題を検討した結果を別紙のとおり提出し、併せてこの問題に関して本會議としての要望を申し上げます。

#### 記

昭和57年11月24日提示の日本学術會議の改革についての総務長官試案（以下「試案」という。）は、本會議を國の機関として存続することを明らかにしている。「試案」は、また本會議の目的、職務遂行の独立性、権限を現行法通りとすること及び実質的任命制をとらぬこと等を前提としていると理解する。上述の諸点は、日本学術會議改革要綱（以下「要綱」という。）と一致するが、有権者による直接選挙を排し、全会員を学協会を基礎として推薦する点において「要綱」と異なるもので

出典：日本学術會議HP 日本学術會議会長『日本学術會議の改革について（要望）』より  
小西洋之事務所作成 令和2年11月5日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

ある。

日本学術会議は、「要綱」に提示されている公選制を基盤とする選出方式が理念的にも、現実的にも最善であることを確認し、重ねて政府に対しその理解を強く要望する。

他方、本会議は「試案」に基づく推薦制についても検討を重ねてきたが、日本学術会議改革委員会・選挙制度一般に関する分科会報告書に指摘されているとおり、なお重要な論点が残されている。また改革の細目の決定と実施の準備のため、相当な検討期間が必要であると考える。さらに有権者、学・協会の意見をも広く聴取しなければならない。

以上の二点を踏まえて、本会議は政府が今後の法改正の取扱いについて、いっそう慎重に配慮されるよう要望する。

この際、「要綱」が提示している諸改革の実現、特に研究連絡委員会の法制化とその拡充、強化を実現することを可能ならしめるよう十分に配慮されたい。

政府が、やむを得ず早急に改正法案を取りまとめなければならない事情がある場合にも、本会議と十分協議を尽くされるよう要望する。

別 紙 「総務長官試案にもとづく学・協会推薦制の  
検討結果について（報告書）」

本信送付先 内閣総理大臣  
総理府総務長官

本信写送付先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣官房長官  
大蔵大臣  
文部大臣  
科学技術庁長官  
内閣法制局長官

「総務長官試案」にもとづく学・協会推薦制の  
検討結果について  
(報告書)

1983年1月



日本学術会議  
改革委員会・選挙制度一般に関する分科会

出典:参議院文教科学委員会調査室提供 日本学術会議「総務長官試案」にもとづく学・協会推薦制の検討結果について(報告書)より小西洋之事務所作成 令和2年11月5日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

また現行制度において、専門代表、専門にかかわらない代表、地方代表の三つの構成要素から成り立つことが本会議の活動にとって望ましいことでも会員の合意しているところである。このうち、地方代表の問題については、これまで会員内部で意見の分かれてきたところであるが、「要綱」においては、現行地方区規定を改めるが、各地方区から少なくとも各部一名は出せるようとする点で合意した。もし、学協会推薦制を厳密に考へれば、専門にかかわらない代表や地方代表という要素が後退することになろう。しかし、これでいかどうかが問題である。そこで、学協会推薦制をベースにする場合にも、専門代表が現行よりウェイトが大きくなることはやむをえないとしても、何らかの技術的工夫によって、専門にかかわらない代表や、地方代表が保障される必要があるう。

- (5) 学協会の自主性を尊重するけれども、学協会が公正でない推薦を行えば、推薦制の基礎が崩壊する。これまでの推薦においても、かならずしもすべての推薦が公正であったとは言いたい。その公正を期することは究極において学協会の責任であるとしても、内部で選舉その他の民主的推薦手続がとられることを学協会に要望する必要があるう。
- (6) その他配慮すべき問題の一つとして研連との関係がある。これまで会員は選挙、研連委員は学協会推薦と分かれていたが、学協会推薦制になると、学協会は会員候補者と研連委員の推薦とを共にやることになる。この結果二種類の推薦の関係をきちんと整理しておかないと、かえって混亂を招くおそれもある。あるいは研連の構成や委員の選出のしかたも、この際、あわせて見直すかとも一つの問題である。また配慮すべきもう一つの問題は、部制との関係である。学協会の構成は、とくに複数の学協会領域についてでは、部の構成と一致していないから、学協会を基礎に会員がきまる場合には、ある程度部の編成が原理に変化が生ずる可能性もある。それゆえ部制の考え方や運用を柔軟にしておかないと推薦制と矛盾する問題が出てくるであろう。

- (7) 学協会推薦制が、科学者の自主的選出の一つの形態である以上、会員選

出典：参議院文教科学委員会調査室提供 日本学術会議『「総務庁長官試案」にもとづく学・協会推薦制の検討結果について（報告書）』より小西洋之事務所作成 令和2年11月5日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之



命、これまたやむなしという結論でございますと  
いうように聞こえる御答弁のようでありますから、改めてお伺いしますが、この政府案の賛否はどちらになりますか。

○参考人(久保亮五君) 私が折衝に当たった会長としての立場は、あくまでも会長として努力せよ  
といふことを実行してまいったにすぎません。この法案に対する賛成であるか賛成でないかという  
ことは、これは私の個人の問題ではございませんので、学術会議として何らかの態度が明らかにされるとは思いますが、しかし、これが国会に提出されてる段階において簡単に学術会議そのものが賛否を言うかどうかということは、まだ明らかでございません。国会で審議されている段階にさ  
すので十分慎重に考へさせていただきたいと思  
います。

○藤田進君 いかなる団体、いわんや日本学術会議のときは、会長のリーダーシップというものが大切ではないでしょうか。どうお考えでしよう  
か。

○参考人(久保亮五君) リーダーシップというものはあるべきものであらうかと思いますが、学術会議は合議体でございますので、会長の立場で努力すべきことは努力いたしますが、合議体としての決定は合議体にお任せいたします。

○藤田進君 近々その賛否も表明されるであろう  
がという意味は、聞くところによると十八日から三日間の日程、そこら辺で学術会議として組上に乘せ、かつ政府案に対してもまた意見の集約をされると見られるわけです。この議案提案権は、会長はもあらんあるわけでしょう、運営委員会等は遙かとしても、そう理解してよろしくございま  
すが。次の五月十八日からの定期総会、ここで政  
府提案なるものを中心に諸般の議論も出る、これ  
をどうまとめていくか、会長としても、やはりい  
ずれ意思表示があるだろうという含みの中には、  
この日のことが、これが表現されているようにも  
とれるわけですが、いかがですか。

○参考人(久保亮五君) 学術会議の中にも広い意  
見の幅があることは御承知かと思います。近く開

かれる総会においても、この改革についての御議論が出ると思いますが、ここにおいて仮に執行部から何らかの提案をするといったら、それがどうい提案にするかということは、その前にどうい提案をするか、いろいろなことを言われてだんだん後退開かれます運営審議会でお考えいただくといふことになります。

○藤田進君 私が見ていて、学術会議そのものに裏はやっぱり問題がありますよ。極論する人はむしろ学術会議は要らないと。七億余の金を使つて、人件費がその中に四億からある。しかし、政府としてはまた別の考え方であります。これは学術会議が今度審議会の性格を持つてくるでしょ  
う。総理任命で、後でだんだんと時間のある限り詰めてしまりますが、この重大な局面に直面している学術会議が、さみだれでどうとう流れするとか、あるいは来る十八日以後の会議はどうなるか、会長すら見込みが立たない。賛否もあるだらうし、これがやっぱり政府として寄せやすい趣向を突かれることになるんだと私は思います。

やはり時の政治、政黨とは独立して学術会議と

いうものがあらんやなりません。それがこういうことで、まあ言葉が悪ければ、取り消せとおっしゃれば納得いけば取り消しますが、火事泥みたいになことになつてゐるんですよ。参議院は今度先

議、そして会期末を迎えて私自身も三つの委員会に所属しています。法案の審議に追われて、しかも政令にゆだねているものが多いが、

○藤田進君 大変りっぱな御決意で、そのまま正直に展望が開かれたようと思えばいいのですが、恐らく多數の皆さんは、学術会議の中にいま法案に対する反対論も非常に強い。忙しい最中に皆さん見えてますよ、いま国会に押しかけて。賛成の人は来ないです。

そこで、任命制であつても従来の投票と何ら変わらないと言いつ切つておられる。学術会議のこの要綱案なるものに公選制と三分の一は推薦し

かもこれは学術会議の中で推薦を決める。そう決めた場合にはそれなりの重要な理由があつたはずで

す。いや、形式的な任命だから何ら差し支えはないといふなんていふんない場合を想通し

○参考人(久保亮五君) ただいまの御発言の中でも、学術会議の会員が総理大臣任命になつて、こ

れが審議会のようになるであります。しかし、それに対してお答えすべ

きかどかはよくわかりませんけれども、総理大

臣が任命されることは、そういう法案でございま

す。しかしながら、これはここにあるような選出

制度によつて選出された会員が形式的に総理大臣

によって任命されるということで、実質的任命制

を意味しないものだと私は理解しております。そ

の意味において、これは総理大臣の実質的任命で

はない。

それから審議会になる云々のお話でございますが、お言葉を返すようでは失礼でございますけ

れども、そりそりになるかならないかといふ

ことは、これは一にかかるばかり科学者の問題でございます。法律の上では、独立して服務を行なうということが従来の法律どおり残されているわけで、この職務を行なう上において変更があるとは私は理解しておりません。

なおかつ、学術会議に対する御批判は大変あり

がたく耳聴いたしました。そのような御批判があ

ることは重々承知しております。さればこそ微

力も願ひます会長の重責を思ひながら受けまして

から、いかにして学術会議をこれから日本のた

くかといふことに日夜心を碎いてきた次第でござ

ります。

○藤田進君 大変りっぱな御決意で、そのまま正

直に展望が開かれたようと思えばいいのですが、

○参考人(久保亮五君) 会員候補者の予定者の推

薦が定数を超えて出るというようなことは、これ

はあり得ないことでございます。定数だけの会員

予定者を推薦するということにならなければなら

ないわけあります。

それからほかの点の御質問でございますが、こ

れは各人のお考へでございませんけれども、私が推

測するということはできません。科学者は、日本

の将来のために学術会議が存在しなければなら

い、それがまたもな活動をしなければならないと

いうふうにお考へになると私は信じております。

○藤田進君 準務官をお伺いしますが、まず選

舉制度をどうしてもらつての際踏止していかなければ

ならないと。提案理由説明には、多様化したと

日本学術会議改革委員会法案検討分科会報告書

1983年9月2日

1 本報告書は、会長の要請に基づき、本分科会が「日本学術会議法の一部を改正する法律案」（以下、単に「法案」という）について検討した結果を取りまとめ、改革委員会の議を経て、会長に提出したものである。

2 本報告書の内容は、本会議が去る第89回総会において採択した「日本学術会議法の一部を改正する法律案について」と題する「声明」において示された問題点及びこれに関連する他の重要な問題点を、法案の内容に則し、かつ第98回国会（参議院文教委員会）における政府当局の説明等をも参考にしながら、さらにいっそ具体的に検討することを主眼としている。

3 本会議は、すでに自主改革要綱（以下「要綱」という）を策定し、また改革委員会は、前総務長官「試案」についての問題点を検討した（改革委員会「報告書」）。法案は、これら二つの文書をも参考にしながらつくられたと思われるが、残念ながら会員選出制度については「要綱」の公選制の原則を採用することなく、全面的な学・協会推薦制を採用した。そこで本分科会が法案の問題点を検討するに当たっては、「要綱」の観点からみて、どのような問題があるか、また「試案」に関する「報告書」で指摘した問題点がどのように扱われているか、ということを主として念頭に置いてまとめることにした。

10.

選挙のうちから、本会議を国家機関として存置し、実質任命制を退け、学会の自主性に任せるとしたことを評価する会員は、法案を次善とし、かつ「裏閣」の許容範囲内にあると判断する。「声明」の第三点を重視する会員は、前者の立場に立っているが、後者の立場に立つ場合にも、なお問題がないわけではない。

(i) その一つは、国家機関性の中味の問題である。本会議は、各省庁に個別に構成されている審議会と異なり、日本の科学者を代表して総合的視野から科学者としての判断と提言を行う点に特色があるから、内閣總理大臣の所轄機関（したがって、事務局も總理府所管）という特別な地位にある国家機関である。法案が組織法としてのこの現行法の規定を動かしていない点は異論がないところであるが、学・協会推薦制になると、実態面で総合的審議機関としての役割が低くなるのではないかという懸念が存在する。

(ii) もう一つは、独立性の問題である。公選制がなくなれば、本会議の独立性が危くなるのではないかという指摘に対し、政府当局は、現行法の独立性の規定を改正していないこと、法案の推薦制の仕組み、第7条第2項の法技術的構造、憲法論等をあげて、学術会議の自主性尊重、形式的任命にとどまることを強調している。たしかに法制度論としてはそうであるとしても、これまでの経過に鑑み、実際上の運用の面で具体的にどれだけ独立性が保障されるのかについての疑問は残るであろう。

(iii) なお、独立性の問題として、政令と規則との関係が重要であるが、この点については後述する。

第4の点は、「23万の有権者の意向をほとんどきくことなくその選挙権、選舉権を失わしめること」である。

この点は、法案の内容そのものではなく、法案作成手続に対する疑問として提起されたものである。なるほど制度的には、法律をつくるときに利害関係人の

立憲  
39

## 提案

日本学術會議法の一部を改正する  
法律案について（声明）

提案者会長

議案 標記について別証のとおり  
声明を出すこと。

提案理由 口頭

12.

いて（声明）

を迫られていることの  
耳を傾けなければならぬ  
会に負う責任はきわめて  
大であると考える。

二期の初めには抜本的  
S 6回総会において日本  
總理府総務長官試案を

れに応えて試案の討議  
提出した。2月17日付  
の折衝を経て、4月22日

国会に提出されるに至り  
問題全般に関する事項  
充分意見の疎通を図る  
本学術会議にも一歩の前  
事態を繰り返すことがあ  
るが、その理解を求める

法案は、要綱が提示している改革の基本的要件のうち、日本学術会議が

- (1) 国の機関であること。
- (2) 政府から独立してその職務を行うこと。
- (3) 日本の科学者を内外に代表すること。
- (4) 研究連絡委員会（研連）を法制上の組織とすること。

一方、法案は会員退出制度としては、学・協会を基盤にした科学者の自主的推進

方式を全面的に採用し、要綱が提示した公選・推薦併用方式を退けている。後者は  
されどして今なお最善と考えるものであり、これが容れられなかつたことはまことに遺憾である。その故に会員の間に公選制の廃止に対し強い反対意見があることは当然である。

法案の内容に即すると、会員退出2段階方式をとっている。これは研連組織の整  
備充を前提とし、登録された学・協会を研連に依拠してグループ化し、学・協会  
が自主的にえらんだ会員候補者のうちから、同じく学・協会から指名された推進人  
が選出、これらを内閣總理大臣が形式的に任命するものである。ここに任命権者  
の実質的介入の余地がないことは法文上も明らかにされている。

この選出方法は、複合、学際領域の代表の保障や、異なる学問分野の多様性に対  
応するための柔軟性をもつてゐる。その柔軟性を確保するためにこそ広範な政令・  
規則への委任が必要なのである。政令・規則が本会議の自主性と学・協会の意見を  
反映してつくられねばならないことは、いうまでもない。

法案には選出方法の関係以外にも、政令に委ねられている事項があるが、その  
うちには、本来、規則として然るべきものと考えられるものも少なくない。